

## 『妊産婦並乳幼児保健事業視察報告』

東北更新会編

1937年/菊判 /28頁/図書番号 ODZ-0573

---

東北更新会は、1934年の凶作を受けて、翌1935年に財団法人として設立された。内閣東北局に事務所を置き、県知事が支部長を務めた。その下に町村単位に分会が置かれ、町村長が分会長にあたった。同会は東北地方における妊産婦並乳幼児保健や栄養改善、住宅改善などの事業を行った。こうした事業を予め指定した分会（町村）で実施して、その成果が周辺町村の模範となることを奨励した。

本書は、東北更新会が「助産並乳幼児保健施設事業」に指定した、東北6県の12村における活動状況について、医学博士齋藤潔が1936年に視察した結果をまとめたものである。

本書の一では、12村のうち福島県新鶴村は人口5,631(部落数20、世帯数832)で、岩手県門馬村は人口1,367(部落数7、世帯数239)であり、指定12村には大差があるとしている。

二では、12村では出産100に対して死産は平均5.6であり、全国平均の5.1よりも高いこと、乳幼児死亡率が全国平均よりやや高く、小児の年齢が若いほど著しく死亡数が多いことを指摘している。

三は、事業に指定される1935年前後の産婆の分布状態を示す。指定前では、産婆が在住する村は12村中7村であったが、指定後は全ての村が産婆をおき、産婆数は指定前の11名から19名に増加した。また、産婆への報酬の半額を分会から補助するようになってから、分娩に際して産婆が助産にあたることが一般的になり、出産による母性死亡が著しく減少したとしている。そして、産婆と看護婦の免許を得た専任公設保健婦を設置すること、公設産婆と嘱託産婆に対して講習や実習などの教育を継続して行うことなどを提案している。

四では、開業医師が在住するのは12村中僅かに3村で、分会の事業として村外から小児科医を嘱託しているのが6村であるとし、全ての村で小児科医を嘱託することは絶対に必要であるとしている。小児健康相談所を村の中央に設置して、1～2週間に1回の開所が望ましいとしている。

五では、保健婦が村内の出産、育児、伝染病予防、栄養調理などの日常的な指導にあたる必要があるとし、そのために、東北地方出身者の保健婦が村内に定住して、役場や学校、家庭と密接に連絡をとるべきだとしている。

六では、乳児の母乳が不足する場合の補助栄養品は牛乳が最良であるが、12村では「おもゆ」を用いることが多く、分会事業として8村では粉乳を支給しているという。さらに2村では山羊を5～7頭飼育して、その乳を配給しているが、この経験の成果がほかの町村に広まることを期待している。また、離乳期に穀類や野菜のみを摂取している現状に、魚類の乾燥粉末などの動物性食品の摂取が必要だと説いている。

七では、村長が婦人会を組織して、保健婦や産婆が東北更新会の印刷物を活用するなどして、婦人への保健衛生教育を行うことを勧めている。また、保健婦や産婆は、出生と死亡の届出書を整理し、村内各戸の家族調査票を作製して毎月の訪問を記録すること、妊婦と児童の健康相談の記録を整理保存することなどを提案している。

(田村靖広・市政専門図書館副館長)